

青森市病児一時保育所の利用案内



**病気のお子さんや、病気が治りかけのお子さんを
保育所などで一時的にお預かりします。**



対象となるお子さん

次の①～③のすべての要件を満たすお子さんが対象となります。

- ① 0歳から小学校3年生までの児童
- ② 病氣中や病氣が治りかけのため、集団保育が困難な児童
- ③ 保護者の勤務等の都合により、家庭で保育が困難な児童

利用日時

利用日：月曜日から土曜日まで

時 間：午前8時から午後6時まで

※日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始は、休みとなります。



利用料

日額 1,200円（食事代350円込み）

※ 利用料は、利用した月の翌月に市から納入通知書が送付されます。

※ 保育の必要性の認定を受けた認可外保育施設等を利用する児童は病児保育（食事代除く）
分が無償化の対象となる場合があります。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

手続き

利用
日前
日まで

- ① 予約は、利用希望日の前日までに、利用する施設に直接電話してください。
- ② 既に定員に達している場合は、お受けできませんので、予めご了承ください。
- ③ 予約の際は、児童の氏名、年齢、病状をお話しの上、利用予約をしてください。
（感染力が強い病気や症状が重く対応が難しい場合はお受けできないことがあります。）
- ④ キャンセルをする場合には、前日の午後6時までに必ずご連絡ください。
- ⑤ 利用定員に空きがある場合には、当日の連絡で利用が可能な場合もあります。

利用
日
当日
まで

かかりつけ医を受診し、その際、担当の医師に病児一時保育を利用することを伝え、『診療情報提供書』の作成をお願いしてください。

※『診療情報提供書』は、市担当課、保育所等のほか、市ホームページから入手することができますので、かかりつけ医を受診する際は必ず持参してください。

『診療情報提供書』の作成費用がかかった場合、手続きにより、2500円を上限として、市から助成金が交付されますので、別紙「青森市病児一時保育事業利用助成金の手続きについて」をご覧ください。）※助成の対象となるのは病児一時保育所を利用した場合のみです。

利用
日
当日

- ① 利用施設に備え付けの申請書等を記入の上、ご提出ください。
- ② かかりつけ医から交付された『診療情報提供書』をご提出ください。
- ③ 持ち物の確認をしてください。



利用までの流れ

利用予定施設に電話し、空き状況を確認の上、仮予約

- ・仮予約の際、氏名、年齢、住所、病状、連絡先をお伝えください。
- ・利用の際必要なものやキャンセルの手順をご確認ください。



医療機関を受診し、医師に「診療情報提供書」の記入を依頼



施設に予約を行い、申請に必要な書類及び保育に必要なものを持参し利用施設へ

- ・申請書類：利用申込み書（利用者が記入）、診療情報提供書（医師が記入したもの）
 - ・必要なもの：（1）着がえ （2）オムツ （3）印かん （4）処方された薬
- ※その他必要な持ち物など詳しくは利用施設へお問合せください。



利用料金（1,200円）は、後日市（子育て支援課）から送られる納入通知書により納入してください。

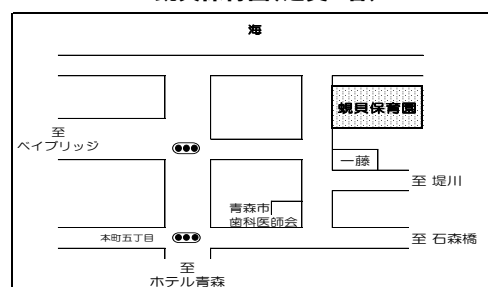
施設所在図

青森市病児一時保育所（定員10名）



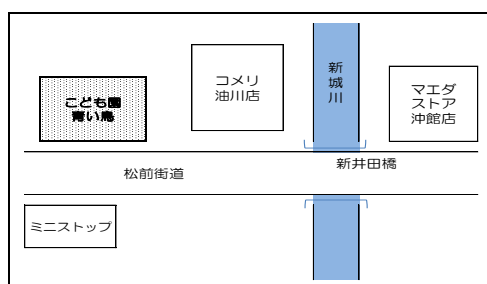
青森市古川2-3-13 TEL 017-777-0987

蛸貝保育園（定員3名）



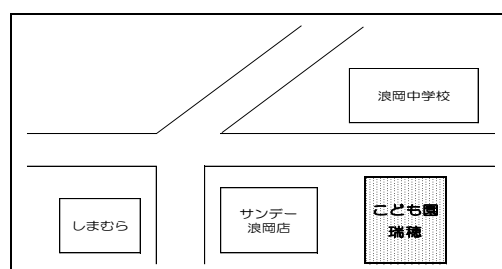
青森市青柳1-8-28 TEL 017-752-0958

こども園 青い鳥（定員3名）



青森市油川字岡田20-2 TEL 017-788-0377

こども園 瑞穂（定員3名）



青森市浪岡女鹿沢字稲本85 TEL 0172-62-7350

お問合せ先

青森市子ども未来部 子育て支援課 017-734-5330
青森市浪岡振興部 健康福祉課 0172-62-1113